



令和8年4月10日

各 位

会社名 前澤工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮川 多正
(コード番号 6489 東証スタンダード上場)
問合せ先 上席執行役員管理本部長
菊地 和信
(TEL 048-251-5511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を令和8年6月1日（月曜日）付の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これらは、令和7年12月16日（火曜日）に開示しております「前澤工業株式会社と前澤化成工業株式会社の共同持株会社設立（共同株式移転）に関する経営統合契約書の締結及び株式移転計画の作成について」にて公表いたしました、共同株式移転（以下、「本株式移転」といいます。）による当社の上場廃止に伴うものであります。

記

1. 変更の目的

当社は、令和8年3月31日（火曜日）の臨時株主総会における株式移転計画の承認をもって、同年5月28日（木曜日）に上場廃止となることが決定いたしました。これに伴い、上場会社を前提とする規定の見直しを行い、非公開会社としての株式管理及び株主総会運営の適正化などを図るため、自己株式の取得、単元株制度及び電子提供措置等に関する規定を削除し、株式の譲渡制限に関する規定を追加するとともに、事業年度、剰余金の配当の基準日、中間配当の基準日を変更するものです（かかる定款の一部変更を、以下、「本定款一部変更」といいます。）

なお、本定款一部変更は、令和8年6月1日（月曜日）にその効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更箇所には下線を付しております。)

現行定款	変更案
第1条～第6条（条文省略）	第1条～第6条（現行どおり）
<u>（自己の株式の取得）</u>	（削除）
<u>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(単元株式数)</u> 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 4. 次条に定める請求をする権利</p> <p><u>(単元未満株式の買増)</u> 第10条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数とする数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第11条～第12条 (条文省略)</p> <p>(招集) 第13条 当社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>	<p><u>(株式の譲渡制限)</u> 第7条 当社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合には、承認をしたものとみなす。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>第8条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(招集) 第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
--	--

<p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで</u> <u>に書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第<u>16</u>条～第<u>21</u>条（条文省略）</p> <p>（代表取締役および役付取締役） 第<u>22</u>条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第<u>23</u>条～第<u>39</u>条（条文省略）</p> <p>（事業年度） 第<u>40</u>条 当社の事業年度は、毎年<u>6月1日</u>から翌年<u>5月31日</u>までの1年とする。</p> <p>（剰余金の配当の基準日） 第<u>41</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>5月31日</u>とする。</p> <p>（中間配当） 第<u>42</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>11月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>（配当金の除斥期間） 第<u>43</u>条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（新設）</p>	<p>第<u>12</u>条～第<u>17</u>条（現行どおり）</p> <p>（代表取締役および役付取締役） 第<u>18</u>条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p><u>2. 前項の定めにかかわらず、株主総会の決議により代表取締役を定めることを妨げない。</u></p> <p><u>3. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>第<u>19</u>条～第<u>35</u>条（現行どおり）</p> <p>（事業年度） 第<u>36</u>条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p> <p>（剰余金の配当の基準日） 第<u>37</u>条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>（中間配当） 第<u>38</u>条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>（配当金の除斥期間） 第<u>39</u>条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第<u>1</u>条 <u>第36条（事業年度）の規定にかかわらず、第81期事業年度は、令和8年6月1日から令和9年3月31日までの10ヵ月間とする。なお、本条は、第81期事業年度終了後これを削除する。</u></p>
--	--

3. 定款一部変更の日程

取締役会決議日 令和8年4月10日（金曜日）

本臨時株主総会決議日 令和8年6月1日（月曜日）（予定）

（注）本臨時株主総会は、本株式移転の効力発生後に、会社法第319条第1項に基づき、当社の唯一の株主となる前澤ホールディングス株式会社の同意を得て行う書面決議を予定しております。

定款一部変更の効力発生日 令和8年6月1日（月曜日）（予定）

以 上